

第54回
東京地方裁判所委員会

(令和3年10月11日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第54回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和3年10月11日（月）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 平木正洋（委員長），市川充，井上寛，江原健志，大田晃央，折原健太，澤田千津子，島田耕一，島田一，白井智之，陣内紀恵，高瀬浩造，田中伸一，坪田郁子，中条朋子，中田治子，早瀬保行，福島永子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

坂田 威一郎 東京地裁刑事第1部部総括裁判官

第4 議題

「裁判員選任手続について」

第5 配布資料

- ・ 坂田威一郎裁判官作成「裁判員選任手続について」と題するパワーポイントのプリント，「裁判員になることに不安を感じている皆様へ」，「小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ」，「介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ」，「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」及び「新型コロナウイルス感染予防策の取組について」と題する各プリント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（井上委員，江原委員，島田（耕）委員，中条委員，平木委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：平木委員長，○：委員，■：坂田裁判官（プレゼンター）】

「裁判員選任手続について」と題するパワーポイントを利用して，坂田裁判官から説明を行った後，以下のとおり質疑応答があった。

- 企業側からすると，人がぎりぎりのところでやっているのだから，人を出したくない，お願いベースなら協力するところは少ないということになるのではないかと。それなのに，3割が欠席というのが問題視されていないのは疑問である。
- 選任手続に来た人数が最終的には20人から30人ということで，随分少ないという印象を受けた。そうすると，選ばれる確率が高くなり，最初からそのつもりで来なければならず，手続に行く時点で職場の理解などが前提になるのではないかと。思う。

関連して，18歳以上が対象になるということで，学業との両立や，大学入試など

で、ますます辞退したいという人が増えると思うが、何か対策を考える必要があるのではないか。

- 例えば、会社で重要な仕事に従事していて自ら処理しないと著しい損害が生じる場合などに、それが辞退の事由にあたるかの判断は本人に委ねられているのか。それによって辞退率は変わるのではないかと感じている。
- 候補者の方には仕事に関する情報を提供していただいた上で、辞退事由の判断は最終的には裁判所が行っている。
- その際に、具体的にどこまで事情を伝えればよいのか。その基準は明確になっているのか。
- 仕事については個別性が高く、あらかじめ一律の基準を立てるのは難しいので、具体的な事情を提供していただくようお願いしており、それで不足する場合は補充で聞くなどしている。
- コロナ禍で在宅ワークが進んだこともあって出席率が上がったという話は象徴的だと感じた。出席率を上げていくためには、職場の理解だけではなく、家庭の理解や社会的なインフラも必要だと考える。
- 無断欠席はどのくらいあり、増えているのか知りたい。制度開始当初であれば社会的な関心が強かったと思うが、次第に関心が薄れ、重責への不安もあると思う。学校や報道を通じて周知をし、理解を深めてもらう必要があると考えている。
- ◎ 陪審制度を採用している他国を調査した結果、無断欠席の場合の方策として、もう一度案内をするのが有効だという報告があり、これを受け、裁判員制度でも同様の手法を採用したところ、若干出席率が上がったとの話を聞いている。このような形で無断欠席を減らす取組を行っている。
- 出席率が上がっていて、欠席率は下がっているので、無断欠席者は減っていると理解している。広報などいろいろな取組が功を奏したと考えている。
- 裁判員制度については、ホームページが充実しているようなので、是非それが検索しやすくなるようにして欲しい。
- 以前の地方裁判所委員会で、裁判員裁判を傍聴する回があった。そのときの印象では、検察官と弁護士がきわめて上手に進行していて、非常にわかりやすかった。こういうものであれば、関心も高まるし、不安もなくなると思う。こういったレベルで進められているのを知ってもらえれば、関心も高まるのではないか。
- 裁判員裁判においては、一般の方にわかりやすい裁判の実現というのが、法曹三者共通の認識と理解している。検察庁としてもきちんとやって努力している。
- 裁判員裁判は今までの刑事裁判と全くと言っていいほど違うので、弁護士会では、研修を定期的に行ったり、経験者に意見交換をしてもらうなどして、わかりやすい裁判のために研鑽をしながら技術を高めている。
- 辞退率の上昇については、国民の不安が背景にあるという話だが、残虐な写真を見る

のは嫌という人に出席してもらうためにどのように説明しているのか。また、実際のケアをされているなら参考に教えて欲しい。

- 遺体などの写真を採用するかどうかについては、裁判官、検察官、弁護人と議論をしている。事件の争点を明らかにするために写真を調べる必要があるか、意見を聞いている。写真ではなくイラストでも足りる場合もあるだろうし、司法解剖を行った医師に言葉で説明してもらえれば足りる場合もある。写真を調べる場合でも、カラーでなく白黒で足りるか、何枚必要か、大きさはどうか、傷口が写っている場合にどの形であれば判断可能かなど細々としたことを議論している。

裁判員候補者に対しては、例えば今回は遺体の写真1枚が証拠として採用される可能性があるなどとあらかじめ説明している。心配がある方については、辞退の希望があるかを書面に書いてもらい個別の事情をうかがって、辞退を認めるかの判断をする。

実際に調べる場合は、裁判員の皆さんに事前に告知して心構えをしてもらっている。証拠調べ直後の休憩時間には、体調や精神的な不安がないかよく見るようにし、個別にうかがって何かあれば必要な措置をとっている。

- 裁判員裁判を経験してよかったという話はあるが、刑事裁判に参加することの本当の意義が何なのかを説明しないと、十分な理解は得られないのではないかと。一般の人が参加したことによって、従来の刑事裁判に比べて裁判の質が良くなったというのがはっきり示されないと、その意味を見出すことは難しいが、もし社会に貢献することができるのであれば、出席しないという人は減るのではといった感想を持っている。

裁判員の負担になる話として、守秘義務については、一般の人にそれを伝えても、負担が重いのかなと思うが、実際問題としてどうなのか。

- ◎ 私の経験では、守秘義務が心配という裁判員は多い。守秘義務の範囲がわからないというのが一番多い話だが、そのときは、具体的な例を挙げたり、裁判員の方からの質問に答える形で説明したが、多くの方は納得してくれたと思っている。そもそも裁判は公開の法廷でやっているもので、多くの事柄は構わないが、評議の内容については守秘義務の対象になっているということも説明すると、多くの方にとっては負担にならなくなったのではないかと印象を持っている。

- 裁判員制度の定着させる仕組みそのものを制度化するしかないと思う。
- 最近の審理期間が10日ということだが、10日間の予定を6週間前に言われても予定が立たないというのが実情だと思う。通知が2、3か月前であればもう少し予定が立ちやすいのではないかと。
- 審理期間が長い事件については、前倒しで2か月くらい前に通知するといった工夫をしている。他方で、あまり通知の時期が早いといろいろな事情で差し支えが生じることもあるので、今後も工夫して参りたい。

広報については、最高裁で若い方向けの案内を新たに作ることを検討していると聞いている。東京地裁では、中学生の団体傍聴を受け入れており、現在はコロナ禍というこ

とで中断しているが、今後再開したいと考えている。

- 辞退率について、何かデータはあるのか。
- 具体的なデータは把握していないが、報告書などでは、現に選任された裁判員の構成は、全体として見れば、概ね人口構成に沿っているとされている。
- 裁判員が参加しやすくするための抜本的な対策については、すでに工夫しているとは思いますが、本質的には、審理期間を減らす、裁判員が拘束される時間そのものを最小にするしかないと思う。

また、裁判員裁判のもっている付加価値というものが何か、もう一度見直す必要があるのではないか。

- ◎ 裁判員制度開始前に意識調査をした結果、3日なら参加できるが、4日、5日となっていくと参加が難しくなっていくということが数字で出てきた。一方で、実際に参加した方からは、もっとじっくり評議したいという声や、一日の審理時間を短くという意見があって、裁判所に来てもらう日数が増えたという経緯もあり、裁判員の御要望と審理期間については両立が難しい。
- 裁判員をやった人からはいい評価を得られていても、やる前にあきらめた人もいると思うので、最初の段階でどのように説明していくかが問題かと思う。また、一般の方はまだ裁判が自分のこととして考えられていないので、裁判員制度にどういう意味があるのかという点に重きを置いて周知することが必要ではないか。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「民事交通訴訟について」（仮題）

第8 次回の開催期日について

令和4年2月16日（水）午後3時30分（中止）